

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
○ 指定居宅サービスの事業の廃止 ○ 知事指定薬物の指定の失効 ○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定 ○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分 ○ 指定確認検査機関の指定 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請 ○ 公共測量の実施 ○ 公共測量の終了 【選挙管理委員会】 ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 【教育委員会】 ○ 岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正 （県例規集登載）		指導監査室 医薬安全課 水産課 港湾課 建築指導課 県民生活交通課 監理課 〃 選挙管理委員会 教育委員会		
				目次
				担当課（室）

◎岡山県告示第四百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

有限会社ケア・サービス津山

2 所在地

岡山県津山市河原町二八一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ケア・サービス津山

2 所在地

岡山県津山市河原町二八一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年八月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇〇一六六

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百七十五号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和二年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 四―メチル―フェニル―（ピロジニ―イル）ペンタニ―オン（通称名 α -P i H P、 α -P H i P）及びその塩類
- 2 N―（ニ―（フラン―ニ―イル）エチル）ピペリジニ―四―イル―N―フェニルプロパンアミド（通称名F u r a n y l e t h y l f e n t a n y l、F U E F）及びその塩類
- 3 ニ―（ニ・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル）―ニ―メトキシエタンアミン（通称名B O D、 β -M E T H O X Y―ニC―D）及びその塩類
- 4 N―フェニル―N―「ニ―（ニ―フェニルエチル）ピペリジニ―四―イル」―ニ―メチルプロパンアミド（通称名I s o b u t y r y l f e n t a n y l）及びその塩類
- 5 「ニ―（シクロヘキシルメチル）―H―インドール―三―イル」（四―メトキシナフタレニ―イル）メタノン（通称名C H M―〇八―）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和二年九月五日

令和2年9月8日 岡山県公報 第12226号

◎岡山県告示第四百七十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和二年九月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 九蟠加入区

◎岡山県告示第四百七十七号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和二年九月八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 青	一台	五四六三九
二六インチ 青	三台	不明
二六インチ 黒	十三台	不明
二六インチ 黒	一台	三〇 〇三〇二
二六インチ 赤	三台	不明
二六インチ 紫	一台	京都〇九一〇三五七一六
二六インチ 紫	一台	九八五二七
二六インチ 白	一台	二四六〇四
二六インチ 白	一台	九四六六五

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和二年六月十六日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル北県駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 〇八六三一三一―三二二一

令和2年9月8日 岡山県公報 第12226号

◎岡山県告示第四百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定により、指定確認検査機関として次の者を指定する。

令和二年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定番号

岡山県知事第一号

二 名称

岡山県建築住宅センター株式会社

三 住所

岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番二四号

四 指定の区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条各号に掲げる区分

五 業務区域

岡山県の全域

六 確認検査の業務を行う事務所の所在地

岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番二四号

七 指定をした日

令和二年八月二十八日

八 指定の有効期間

令和二年九月一日から五年間

〔四〇七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

令和二年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年八月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

映像作家支援機構

三 代表者の氏名

京兼 顕、大西 貴也

四 主たる事務所の所在地

岡山県岡山市北区京山一丁目一三番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、映像制作に関する講座やワークショップなどの創作活動支援事業を行い、制作した映像を見た人が地域に興味・魅力を感じること、地域の観光振興に寄与することを目的とする。

〔四〇八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、早島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和二年九月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

早島町	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和二年六月三十日から同年十二月二十八日まで	測 量 期 間

〔四〇九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和二年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市全域	測 量 区 域
公共測量（地図作成業務）	測 量 の 種 類
令和二年三月三十一日	測 量 期 間

◎岡山県選管告示第四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年九月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、五五六

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九七、二一九

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、二六四	高梁市	八、四六五

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	勝津 山市・ 田 苦 郡 田 郡 郡	倉敷 市・都 窪 窪 郡 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一八、 七〇四	一五、 二七五	一三、 六七四	一六、 八九一	三六、 〇八七	一三四、 三八五	四六、 四六三	二六、 四三二	四〇、 二一〇
	久 米 郡	浅 口市・ 浅 浅 郡 口 郡	美 作市・ 英 英 郡 田 郡	真 庭市・ 真 真 郡 庭 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前市・ 和 和 気 気 郡 郡	新 見 市
	五、 三六九	一二、 八〇一	八、 一八九	一二、 九二四	一二、 一六一	一〇、 四九〇	一三、 七七九	八、 三〇九

◎岡山県教育委員会訓令第七号

岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成六年岡山県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月八日

岡山県教育委員会

第九条第一項中「及び五十人以上の職員が勤務する教育事務所及び教育機関」を「、教育事務所等及び学校給食調理場」に、「次項において」を「以下」に、「一名を置く」を「を置くものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、産業医の職務等に関し必要な事項は、別に定める。

第十条第一項中「県立学校に」を「産業医を置かない県立学校に、職員の健康管理のため、」に、「一名を置く」を「を置くものとする」に改め、同条第二項中「学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条第一項に規定する学校医のうちから」を削り、同条第三項中「職務」を「職務等に関し必要な事項」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年十月一日から施行する。